

捨印 ○ 甲 捨印 ○ 乙

農用地利用集積計画による利用権の設定に関する申出書

令和 年 月 日

砺波市長 あて

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想第5の1の規定に基づき、利用権を設定したいので申し出ます。

利用権を設定する者 (貸し手) (甲)	集落(自治会)名	住 所	氏名又は名称	電 話
			印	
利用権の設定を受ける者 (借り手) (乙)	集落(自治会)名	住 所	氏名又は名称	電 話
			印	

- 1 利用権を設定したい農用地の明細及び内容 別紙「利用権設定明細書」のとおり
- 2 利用権の設定を受ける者(借り手・乙)の農業経営の状況等

経営面積		主な経営作物	世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況			農機具等所有状況				
自作地	m ²	水 稲 野 菜 その他	農業従事者	専従者	雇用労働力 (年間延日数)	人	トラクター	台	育苗機	台
借入地	m ²	()		それ以外の者			日	田植機	台	トラック
				コンバイン	台			台		
						乾燥機	台		台	

記入例

利用権設定明細書

公告日（令和 年 月 日）

整理番号	利用権を設定する者 (貸し手) (甲)		住所		氏名又は名称								
	砺波市栄町7番3号		砺波 太郎		砺								
	利用権の設定を受ける者 (借り手) (乙)		住所		氏名又は名称								
	砺波市庄川町青島401番地		庄川 次郎		庄								
利用権を設定する土地			設定する利用権				新規・再設定の別	利用権を設定する土地の (甲)以外の権原者等					
所在 大字 字	地番	現況地目	面積 (㎡)	利用権の種類	内容	存続期間		10a当たり 借賃(円)	借賃の 支払方法	住所	氏名	権原の 種類	印
中村	111	田	3,210	賃借権 使用貸借権	水稻作	令和2年3月31日から 令和12年3月30日まで	7,300	毎年11月末日 までに口座振込					新規 再設定
高波	222	田	2,713	賃借権 使用貸借権	水稻作	令和2年3月31日から 令和7年3月30日まで	9,300	毎年11月末日 までに口座振込					新規 再設定
庄川町青島 権左島	333	田	1,513	賃借権 使用貸借権	水稻作	令和2年4月1日から 令和7年3月30日まで	5,200	毎年11月末日 までに口座振込					新規 再設定
						令和 年 月 日から 3月30日まで							新規 再設定
						令和 年 月 日から 3月30日まで							新規 再設定
						令和 年 月 日から 3月30日まで							新規 再設定
						令和 年 月 日から 3月30日まで							新規 再設定
						令和 年 月 日から 3月30日まで							新規 再設定
						令和 年 月 日から 3月30日まで							新規 再設定
						令和 年 月 日から 3月30日まで							新規 再設定
						令和 年 月 日から 3月30日まで							新規 再設定

登記面積を記入してください。

10a当たり借賃(円)の欄が0円の場合は、使用貸借権に丸をしてください。

共有名義の農地の場合、貸し手(甲)欄以外の権利者の押印が必要です。

共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払ができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

(2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

(3) 乙が農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者の場合の賃借又は使用貸借の解除等

ア 甲（農地利用集積円滑化団体が賃借権又は使用貸借の解除について農地所有者の委任を受けている場合は、農地利用集積円滑化団体）は、乙が当該農用地を適正に利用していないと認められる場合には賃借権又は使用貸借を解除するものとする。

イ 市長は、次に掲げる（ア）から（ウ）のいずれかに該当するときは、乙に対し相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

（ア） 乙が当該農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

（イ） 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

（ウ） 乙が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

ウ 市長は、次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

（ア） 乙が当該農用地を適正に使用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

（イ） 乙がイによる勧告に従わなかったとき。

エ アにより賃借権又は使用貸借が解除された場合又はウにより農用地利用集積計画が取り消された場合には、乙は、その解除又は取消の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還するものとし、乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担するものとする。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損耗が生じた場合及び修繕又は改良により形質が変更された場合は、この限りではない。

オ 乙は、毎年、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況を市長に報告する。

カ 甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において利用権の設定を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(4) 転賃又は譲渡

乙は、あらかじめ市に協議の上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転賃し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。ただし、目的物により生ずる収益に対する所得税、住民税等は、乙が負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 甲及び乙は、別途協議するところにより、目的物に係る土地改良区の賦課金等を負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了するときは、乙は、その満了の日までに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法「昭和24年法律第195号」に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において、甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき農業委員会が認定した額を、その費した金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲（農地利用集積円滑化団体が賃借権又は使用貸借の解除について農地所有者の委任を受けている場合は、農地利用集積円滑化団体）及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。